

質 問 と 回 答

質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
平成18年（2006年）4月1日より管理運営が社団法人ビジターズ推進機構から民間会社に移行した経緯について	平成18年（2006年）に移行されたが、財団法人の管理に何か不都合があったのか。またその入札による管理者選定は実施されたのか。されたとしたら何社が応札していたのか。	平成18年4月1日から指定管理者制度が導入されることに伴い、6者の応募がありましたが、選定の結果、株式会社スコルチャ三重が最適と認められる団体として選定されました。
分担管理について	施設の管理については一括管理が原則で分割管理は契約としてできないのか。	指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わずことはできませんが、委託業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、県の承諾を得たうえで、専門の事業者に委託することができます。なお、募集要項9ページ「8 複数の法人等による応募」に記載のとおり、複数の法人等が共同して応募することは可能です。
サンアリーナの利用率について	細かい数字まで利用料金が決まっているがどのように決めたのか。消費税は含まれているのか。	利用料金については、三重県営サンアリーナ条例の別表に掲げる金額の範囲内で、指定管理者が定めます。なお、利用料金には消費税及び地方消費税を含みません。
指定期間を通じて達成すべき成果目標について	三重県営サンアリーナ指定管理者募集要項6ページ(3)指定管理期間を通じて達成すべき成果目標に、達成目標の記載があります。ここにあるアの（ア）～（エ）の全ての達成目標において新型コロナウイルスの感染拡大の収束の見通しが立たない現状では非常に厳しい。また目標未達の場合過去にこうしたことがあればその際のペナルティはどのようなものだったのか。過去に目標未達の発生があったのか。	これまでに全ての達成目標が未達となったことはありません。また、達成目標が未達となったことによるペナルティを課した例も過去にはありませんが、目標数値に対して達成度が極めて低い場合には改善命令が出され、それでも改善がなされない場合は指定取消になることもあります。なお、今後の新型コロナウイルスの影響について見通しを立てることは困難であるため、達成目標については、状況を総合的に勘案して評価することになります。

質 問 と 回 答

質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
指定期間を通じて達成すべき成果目標	<p>新型コロナウイルス感染症の収束は極めて不確実な状況であり、このまま続く場合、(3) 指定期間を通じて達成すべき成果目標の ア 県が設定する成果目標 を令和3年度において達成する事は難しいと考えますが、公募申請書類に「県が設定する成果目標」を下回る数値を記載し提出してもよろしいでしょうか。</p>	<p>三重県営サンアリーナ指定管理者審査基準において、「県が設定した成果目標が達成できる具体的で適切な提案がなされているか」も審査基準とされていることから、こうした点を踏まえて総合的に審査を行うことにご留意ください。</p>
自動販売機の設置 その他会計に関すること	<p>4 指定管理者が行う業務の範囲等の(4) 自動販売機の設置 オ に指定管理者は、毎年5月20日までに自動販売機設置に伴う収入の2分の1を県に納付するとあります。また、6 管理運営に要する経費等(2) その他会計に関すること ウ に協賛制度の維持充実や館内壁面への広告掲出などを通じて収入を確保し、その収入を活用して指定管理業務の内容充実に努めるとありますが、指定管理者が自主事業の財源として館内等への社名・ロゴ広告掲載等を特典条件として協賛金(以下、「本協賛金」とする)を自動販売機設置業者から得た場合、本協賛金の2分の1は県へ納付する対象となりますか。尚、本協賛金の指定管理者への支払いは、自動販売機入札における、「落札者の条件」として付与することを予定しております。また、本協賛金は、魅力ある自主事業を実施するための収入として自動販売機設置業者以外にも広く企業・団体に協力を依頼する予定です。</p>	<p>自動販売機設置に伴う収入の2分の1は、県への納付対象ですが、指定管理者が自主事業の財源として館内等への社名・ロゴ広告掲載等を特典条件とする協賛金は、県への納付対象とはなりません。ただし、納付額算定時に疑義が生じないように、契約時に自動販売機収入と協賛金とが明確になるようにしてください。なお、協賛金収入については、自主事業の内容充実に充てることで、サンアリーナの魅力及び利用向上に努めていただきますようお願いいたします。</p>
自動販売機の設置	<p>4 指定管理者が行う業務の範囲等の(4) 自動販売機の設置 エ に自動販売機の設置に要する工事費等の費用、電気代は設置業者の負担とありますが、電気代は、指定管理者と自動販売機設置業者とで締結する自動販売機設置契約書において定めた金額(単価)で精算出来るものと理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。指定管理者と自動販売機設置業者とで自動販売機設置契約を締結してください。</p>
管理運営に要する経費等	<p>98ページの「収支決算の推移」によると、平成28年度から令和元年度迄の4年間の施設利用料金収入は、毎年1億円を超えておりますが、現在、新型コロナウイルス感染症の収束は極めて不確実な状況であり、当面の間は、施設利用料金収入が過去の数分の1以下に減少することも十分想定されるところですが、7ページに示された各年度における指定管理料概算額は毎年202,900千円となっております。今回の指定管理料の算定に、新型コロナウイルス感染症の影響はどのように考慮されたのでしょうか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の今後の状況は不透明なため、その影響を指定管理料の算定に加味することも困難であることから、通常の算定方法により算出したものです。</p>

質 問 と 回 答

質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
管理運営に要する経費等 別表4「リスク分担表」	新型コロナウイルス感染症に伴い、指定管理施設が三重県の指示により臨時休館となった場合、指定管理者への補償は、64ページの『別表4「リスク分担表」』に記載されている“管理施設の利用不能等による収入の減少”に基づき三重県から受けられるのでしょうか。	三重県の指示により臨時休館となった場合は、リスク分担表の規定のとおり、指定管理料を再算定の上、必要に応じて県が負担することとなります。
リスク分担表「不可抗力」	テロ、暴動、天災等により、業務の中止などの履行不能、施設利用者への損害及び施設・設備の損壊等があった場合は、県の負担となっていますが、金額にかかわらず負担いただけるのでしょうか。	状況を精査の上、「不可抗力」と認められる部分については、リスク分担表のとおり、県の負担となります。 なお、「リスク分担表」に定める事項で疑義がある場合は、基本協定に基づき、県と指定管理者が協議の上リスク分担を決定します。
管理運営に要する経費等	指定管理施設を三重県の指導のもと新型コロナウイルス感染症対策を取り入れながら貸館営業するものの、大規模スポーツ大会、全国大会、コンサート利用等の開催が今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況次第では、キャンセルになる可能性が十分に考えられ、利用規則に従ったキャンセル手続きを行った場合でも、指定管理者が得られる収入はごくわずかな額に留まります。 このように、臨時休館するまでには至らなく、所定の貸館を行うものの、大型施設という性格から、施設の稼働状況が過去に例をみない状況に陥り、施設利用料が大幅な減収となった場合、指定管理者は、その補償を三重県から受けられるのでしょうか。	ご質問内容はリスク分担表の「需要変動」に該当するため、指定管理者が負担することが原則ですが、新型コロナウイルス感染症の影響は「需要変動」を超える側面もあると考えられることから、指定管理料再算定について別途協議となることが想定されます。
駐車場の概要	サンアリーナ専用駐車場はA駐車場600台となっております。大規模利用の場合には、伊勢市管理地の利用とあります。コンサート以外のスポーツ大会でもA駐車場600台では収まらない場合があり、伊勢市フットボールヴィレッジにおける大規模スポーツ大会や伊勢市のイベントと重なった場合、伊勢市管理地は利用できず、A駐車場から溢れた車が路上駐車等で近隣の企業・住民へご迷惑をお掛けすることや交通事故に繋がる恐れがあります。また、このような状況下では、集客にも影響を及ぼします。今後、三重県において施設周辺に新たな駐車場設置の計画はありますでしょうか。	施設周辺で利用できる用地は限られていますが、今後も駐車場確保に向けた予算獲得に努めていきたいと考えています。
駐車場について	サンアリーナの駐車場は正月やゴールデンウィークには神宮参拝者のためのパークアンドライドの駐車場として利用されるがサンアリーナのイベントと重複した場合はどちらが優先されるのか。	パークアンドライドの駐車場としての利用とイベント駐車場としての利用が重複しないように、あらかじめイベントの日程を調整していただくことが必要になります。